

2023年7月31日

LINE証券株式会社

LINE FXの書面改定について

「店頭外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面」および「店頭外国為替証拠金取引約款」を下記のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

記

1.改定日

2023年8月31日

2.改定内容

2023年8月31日以降に交付する取引残高報告書について、交付する条件の変更を行います。これに伴い、「店頭外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面」および「店頭外国為替証拠金取引約款」の改訂を行います。

3.対象書面

- 店頭外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面
- 店頭外国為替証拠金取引約款

書面の変更についての詳細につきましては、次ページ以降の新旧対照表、および新規追加書面をご参照ください。

改定後の書面は、改定日以降、ご利用ガイドよりご覧ください。

以上

店頭外国為替証拠金取引の契約締結前交付書面

※改定箇所は下線

旧	新
<p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について (現行どおり)</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について (現行どおり)</p>
<p>金融サービス提供法に係る重要事項のご説明 (現行どおり)</p>	<p>金融サービス提供法に係る重要事項のご説明 (現行どおり)</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて 1.～3. (現行どおり)</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて 1.～3. (現行どおり)</p>
<p>4.電磁的方法による書面の交付について 当社は、お客様に対し、次の書面を電磁的方法により交付 します。 1.証拠金受領証 当社がお客様から証拠金を受領したときに交付します 2.取引報告書・決済報告書 取引が成立したときに交付します 3.取引残高報告書 <u>毎月交付致します。報告対象期間において成立した取引の 内容ならびに対象期間末日における建玉、証拠金の残高を 記載した書面です。</u></p>	<p>4.電磁的方法による書面の交付について 当社は、お客様に対し、次の書面を電磁的方法により交付 します。 1.証拠金受領証 当社がお客様から証拠金を受領したときに交付します 2.取引報告書・決済報告書 取引が成立したときに交付します 3.取引残高報告書 <u>報告対象期間において成立した取引の内容ならびに対象 期間末日における建玉、証拠金の残高を記載した書面を毎 月交付します。ただし、対象期間内にお取引や入出金がな い場合、月末時点で建玉を保有されていない場合には交付 を省略することがあります。</u></p>
<p>5.～6. (現行どおり)</p>	<p>5.～6. (現行どおり)</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引に関する禁止行為 (現行どおり)</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引に関する禁止行為 (現行どおり)</p>
<p>店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語 (現行どおり)</p>	<p>店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語 (現行どおり)</p>
<p>金銭の預託 (現行どおり)</p>	<p>金銭の預託 (現行どおり)</p>
<p>当社の概要について (現行どおり)</p>	<p>当社の概要について (現行どおり)</p>

<p>お取引内容に関するお問い合わせ等について (現行どおり)</p> <p>指定紛争解決機関のご利用について (現行どおり)</p>	<p>お取引内容に関するお問い合わせ等について (現行どおり)</p> <p>指定紛争解決機関のご利用について (現行どおり)</p>
---	---

店頭外国為替証拠金取引約款

※改定箇所は下線

旧	新
<p>第 1 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p>第 18 条 (取引報告書等)</p> <p>1.証拠金の差し入れが行われたときは、証拠金受領書を遅滞なくお渡しいたします(電磁的な方法による交付を含みます。以下、本条において同じ)。</p> <p>2.ご注文いただいた LINE FX 取引が成立したときは、取引報告書を遅滞なくお渡しします。</p> <p>3.毎月、期間内の取引の経過および月末の証拠金の残高を記した取引残高報告書をお渡しします。</p> <p>4.取引残高報告書をお渡しした後、15 日以内にご連絡がなかった場合は、記載事項すべてについてご承諾いただいたものとみなされますので、取引残高報告書を受取ったときは、速やかに内容を確認してください。</p> <p>5.当社からの報告書や連絡の内容その他、LINE FX サービスを利用してのお取引に係る事項に不審な点があるときは、速やかにお問合せください。</p> <p>第 19 条～第 35 条 (現行どおり)</p>	<p>第 1 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p>第 18 条 (取引報告書等)</p> <p>1.証拠金の差し入れが行われたときは、証拠金受領書を遅滞なくお渡しいたします(電磁的な方法による交付を含みます。以下、本条において同じ)。</p> <p>2.ご注文いただいた LINE FX 取引が成立したときは、取引報告書を遅滞なくお渡しします。</p> <p>3.毎月、期間内の取引の経過および月末の証拠金の残高を記した取引残高報告書をお渡しします。<u>ただし、対象期間内にお取引や入出金がない場合、月末時点で建玉を保有されていない場合には交付を省略することがあります。</u></p> <p>4.取引残高報告書をお渡しした後、15 日以内にご連絡がなかった場合は、記載事項すべてについてご承諾いただいたものとみなされますので、取引残高報告書を受取ったときは、速やかに内容を確認してください。</p> <p>5.当社からの報告書や連絡の内容その他、LINE FX サービスを利用してのお取引に係る事項に不審な点があるときは、速やかにお問合せください。</p> <p>第 19 条～第 35 条 (現行どおり)</p>